

第3分科会(教員、教育関係分野)では次の2報告が行われた。出席者は約10人であった。

第1報告 松丸正氏(弁護士)「過労死等の視点からみる ― 教員の勤務時間管理の問題点」

第2報告 尾崎正典氏(静岡家族の会)「被災職員の間人像と被災を防いだ場合に想定できる現在の状況、及び被災を防ぐことのできたであろう方策の例と考察」

当初、第3報告として田村和男氏(大阪過労死を考える家族の会)の報告(「堺市立泉ヶ丘東中学校 教員過労自死事案 ― なぜ自死に追い込まれたのか」)が予定されていたが、報告者欠席のため2報告のみとなった。

第1報告では、①教員の労働時間を労働基準法の規制対象から除外している主因として給特法の問題(時間外労働を「自主的・自発的活動」とみなす)、②教員の労働時間を適正に把握していない実態、③教員の使命感が教育を支えている一方(勤務時間外に行われている部活指導、テストの出題・採点、家庭訪問など)、それが教員を過労の常態化や過労死に追いこんでいる現実(「やりがい過労死」)、④勤務時間の上限に関するガイドライン(文科省)および中教審の働き方改革に関する答申などの検討をとおして、教員の働きすぎ、過労死・過労自殺を生む構造が詳細に明らかにされた。

第2報告は、養護施設から養護学校(現在の特別支援学校)に通学していた児童を、親の要求により普通学校の支援教室に体験入学させたため、担当教員にそれまで経験したことのない過重な負担がかかり、うつ状態に陥った結果、過労自殺した事案について、①不適切な体験入学をさせず、又は早期に中断することで過労自殺に至らなかったと仮定した場合に想定しうる被災教員の豊かな人生の数々の場面を挙げることで、それを奪うことになった管理者側(福祉事務所、教育委員会、学校長)の判断の誤りと責任の重さ、②被災を防止することができた方策について考察したものである。

報告後の討論のなかで以下の質問や意見が出された。報告者からの回答とあわせ列記する。

○(「やりがい過労死」に関連して)若い教員の過労死が目立つ一方、離職者が増えている。業務の決定権が教員の側になく、校長などからの指示が前面に出るようになった。

○成果を出していないことに、特に若い教員が一人で悩んでいる。新任教員に対するメンタル面での配慮が不足している。

○地域や保護者からの種々の要請を受けて、管理者が教員に課す業務が増えている。労働組合(教職員組合)をはじめ、これに対する対抗力がなくなっている。

○私立学校では労基法が全面適用されるにもかかわらず、時間外労働という概念がなく、調整手当(みなし残業代)が一切支払われていない事例がある。

○私学経営の原資は授業料による部分が大きく、残業として認定されると経営がなりた

たない実態がある。私学助成の充実がカギを握っており、働き方改革のための特別助成などを設けるべきである。

○[地公災（地方公務員災害補償基金）が公務災害補償を審査する際に、具体的にどのように行われるのかという質問に対して] 地公災は、民間労働者の過労死認定の場合の労基署のように、被災者または家族に対し直接調査をしない。学校長が提出する書類（「職務従事状況・生活状況調査票」）審査によって行うので、校長との協力関係を築くことが重要になる。

○残業手当の支払対象となる労基法上の労働時間と、業務の過重性を判断する際の労働時間とは異なる。裁判所は業務の過重性を判断する際に、実態に即して持ち帰り残業も労働時間に含めて判断している。これに対して厚生労働省は、業務の過重性を判断する際の労働時間は労基法上の労働時間（使用者の指揮命令下の労働時間）であるとの立場をとっている。過労死の認定にあたって、この点が今後の争点の一つになると思われる。

○教員の労働（勤務）時間の上限に関するガイドライン（文科省）および学校の働き方改革に関する中教審答申が出たので、教育委員会も教員の労働時間を客観的方法によって計測するよう指導するのではないか。

○近年、教員の過労死問題について組合の対応が弱くなっているが、過労死事件について組合役員が熱心に取り組み公務災害認定につながったケースもある。

第3分科会の報告・討論をとおして、教員の過労死・過労自殺を引きおこす要因について、他の職種と共通する側面（長時間労働、休日出勤、持ち帰りや深夜に及ぶ残業）とともに、教員（教育現場）に固有の問題が明らかにされた。文科省のガイドラインも「超勤4項目」以外の業務への教員の対応が長時間勤務を生み出していると認めている。司会者の私見であるが、50年以上も前の調査（1966年）をもとにした「4%調整額」を支払うことで労働時間規制から公立学校教員を適用除外した給特法の改正あるいは撤廃が求められる。

分科会では教職員組合の抵抗力の減退も指摘された。困難をかかえる教員（特に新人）を支援する教員集団の弱体化も言われている。教員の多忙化が教員集団の維持を困難にしている。これらは教育行政の問題（教員評価、学力テスト結果による学校評価、管理主義の強化など）を抜きには考えられない。教員の働きすぎや過労死問題の研究に関しては教育行政の批判的考察が欠かせないと思われる。

（文責：第3分科会司会者 伍賀一道）